

第 7 9 号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 6 2 の項を次のように改める。

項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
6 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査		
	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1 件につき	新築の場合は 8, 0 0 0 円、増築又は改築の場合は 1 3, 0 0 0 円。ただし、長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項の規定による建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出（以下「審査申出」という。）を併せて行う場合は、3 8 の項又は 3 9 の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
	(2) 前号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のもの	1 件につき	新築の場合は 1 7, 0 0 0 円、増築又は改築の場合は 2 5, 0 0 0 円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、3 8 の項又は 3 9 の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
	(3) 第 1 号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添	1 件につき	新築の場合は 5 7, 0 0 0 円、増築又は改築の場合は 8 5, 0 0 0 円。ただし、審査申出を併

付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの		
(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき	新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査	1件につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査	1件につき	2,200円
(7) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のふじみ野市手数料条例別表62の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前のふじみ野市手数料条例別表62の項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良

住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅品質確保促進法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。

令和3年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を改定するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。